

秋田県行政組織規則及び生活困窮者自立支援法の規定に基づく知事の権限に属する生活困窮者に対する自立の支援に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六十四号

秋田県行政組織規則及び生活困窮者自立支援法の規定に基づく知事の権限に属する生活困窮者に対する自立の支援に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

(秋田県行政組織規則の一部改正)

第一条 秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「第四条から第六条まで」を「第五条から第七条まで」に改める。

(生活困窮者自立支援法の規定に基づく知事の権限に属する生活困窮者に対する自立の支援に関する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第二条 生活困窮者自立支援法の規定に基づく知事の権限に属する生活困窮者に対する自立の支援に関する事務の委任等に関する規則(平成二十七年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三号中「第六条第一項第三号」を「第七条第一項」に、「生活困窮者家計相談支援事業」を「生活困窮者家計改善支援事業」に改め、同条第四号中「第六条第一項第四号」を「第七条第二項第二号」に、「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」を「子どもの学習・生活支援事業」に改め、同条第五号中「第六条第二項」を「第七条第三項」に、「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「第六条第一項第四号」を「第七条第二項第二号」に、「により生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」を「による子どもの学習・生活支援事業」に改める。

第三条中「生活困窮者家計相談支援事業」を「生活困窮者家計改善支援事業」に改める。

附 則

この規則は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律

第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、第二条中生活困窮者自立支援法の規定に基づく知事の権限に属する生活困窮者に対する自立の支援に関する事務の委任等に関する規則第 二条第四号の改正規定（「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」を「子どもの学習・生活支援事業」に改める部分に限る。）及び同条第五号の改正規定（「により生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」を「による子どもの学習・生活支援事業」に改める部分に限る。）は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。